

京都市告示第 188 号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成21年7月21日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団貴順会 崇仁診療所	下京区上之町38番地 うるおい館（西棟）	平成21年6月1日
金久医院	伏見区石田内里町59番地の1	平成21年6月1日
杉本こども歯科クリニック	西京区桂春日町67番地の1 グランレプリー桂Part II	平成21年7月1日
スギ薬局 西大路店	下京区七条御所ノ内本町93番地	平成21年5月26日
ユタカ薬局宝ヶ池	左京区岩倉下在地町340番地の1	平成21年5月1日
スギ薬局 小栗栖店	伏見区小栗栖森本町5番地の3	平成21年5月26日
洛西ライフオート薬局	西京区大枝中山町7番地の116	平成21年4月16日

（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）